

# 公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱

(平成3年4月11日)

建設省住建発第103号

建設省住宅局長通知

改正	平成4年4月9日	建設省住建発第43号
	平成5年4月1日	建設省住建発第62号
	平成5年7月30日	建設省住建発第128号
	平成7年4月1日	建設省住備発第20号
	平成8年8月30日	建設省住備発第63号
	平成9年4月1日	建設省住備発第50号
	平成10年4月8日	建設省住備発第43号
	平成13年3月30日	国住備第0130号
	平成16年4月1日	国住備第22-4号
	平成17年3月23日	国住備第104号
	平成19年3月28日	国住備第172号
	平成22年3月30日	国住備第280号
	平成30年3月30日	国住備第500号
	平成31年10月1日	国住備第478号

## 第1 通則

公営住宅等駐車場整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）及びその他関係通達の定めによるほかこの要綱の定めるところによる。

## 第2 交付の目的

補助金は、地方公共団体が整備する公営住宅及び地域優良賃貸住宅（一般型）（一般型（公共供給）に限る。）（以下「公営住宅等」という。）に係る駐車場の整備について、その経費の一部を補助することにより、公営住宅等の入居者の利便の確保及び良好な市街地環境の形成に寄与することを目的とする。

## 第3 交付の対象

国土交通大臣は、地方公共団体が整備する公営住宅等（現に管理しているものを含む。）に係る駐車場（専ら駐車場の用に供するために用地（借地権を含む。）を取得するものを除く。）の整備（買取を含む）に要する費用（ただし、買取については整備費用相当分を補助対象とする）について、第5に規定する額を限度として、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 第4 駐車場の基準

国の補助を受けて整備する公営住宅等に係る駐車場は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 団地の居住環境を著しく阻害することがないこと。
- 二 居住者の安全が確保されるものであること。
- 三 適切な管理が行われるものであること。

## 第5 補助金の額の算定

国が事業主体に交付する補助金の額は、次の算式により算定した額（以下「補助基本額」という。）の合計額に3分の1を乗じて得た額とする。

一台当たり整備費×駐車場設置台数

2 前項の算定式の用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 一台当たり整備費

当該公営住宅等の駐車場の整備に要する一台当たりの費用とする。ただし、次のア、イ又はウに定める場合においては、それぞれ定める額を、その他の場合においては260千円を限度とする。

ア 条例により駐車場の附置義務のある地区において、平面の駐車場の整備が困難なために立体式等の駐車場の整備する場合における立体式等の駐車場の整備（ただし、条例による附置義務相当分の整備に限る。） 2,620千円

イ 公共賃貸住宅建替10箇年戦略（平成4年6月30日付け建設省住建発第99号）に基づく建替促進計画に定められた建替重点団地において、平面による駐車場の整備が困難なために立体式等の駐車場の整備する場合における立体式等の駐車場の整備 2,620千円

ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第十五号に定める公営住宅建替事業又は同法第44条第3項の規定に基づく用途廃止の国土交通大臣の承認を受け公営住宅を除却した土地に新たに公営住宅を建設する事業以外で、一団の土地に50戸以上集団的に公営住宅を建設する場合における立体式等の駐車場の整備 2,620千円

## 二 駐車場設置台数

公営住宅等の駐車場の設置台数とする。ただし、次のアからエに掲げる地域区分に従い、それぞれアからエに掲げる台数（条例により当該台数を越える附置義務がある場合にあっては、当該附置義務台数）を限度とする。

ア 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域の区域 原則として公営住宅等の戸数の3割

イ 首都圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備地帯又は近畿圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備区域の区域 原則として公営住宅等の戸数の5割

ウ ア又はイに掲げる地域以外の区域であり、かつ平成2年国勢調査で設定された人口集中地区である区域 原則として公営住宅等の戸数の9割

エ ア、イ又はウに掲げる地域以外の区域 原則として公営住宅等の戸数の10割

3 同一事業主体に補助金の交付の対象となる団地が2以上ある場合においては、当該事業主体に交付される補助金の額は、第1項の規定に基づき団地ごとに算定される補助基本額を合算した額により算定するものとする。

4 補助基本額を算定するに当たっては、3で割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

## 第6 補助金交付申請

事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を作成し、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に申請しなければならない。

## 第7 補助金の支払い

補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

## 第8 全体設計の承認

補助事業主体の長は、公営住宅等駐車場整備事業の実施が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書を地方整備局長等に提出することができる。なお、当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 地方整備局長等は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、補助事業主体の長に通知するものとする。

## 第9 事業内容の変更

事業主体は、次に掲げる事業の内容について、補助金の額に変更を生じない変更を行おうとするときは、事業内容の変更承認申請書を提出し、地方整備局長等の承認を受けなければならない。

一 公営住宅等の団地の位置又は区域の変更で、変更に係る部分の面積が10分の2以上のもの

二 駐車場の位置又は形態の重要な変更

三 駐車場設置台数の変更で、変更に係る台数が駐車場設置台数の10分の2以上のもの

2 事業主体は、補助金交付決定後において補助金の額の変動が生ずる事業内容の変更をしようとするときは、補助金交付申請書を作成し、地方整備局長等に申請しなければならない。

## 第10 補助事業の経理

事業主体は、国の補助金について、補助事業者の歳入歳出予算における科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかねばならない。

- 2 事業主体は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月24日付け建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。この場合において、自動車については、別に自動車損害保険料等内訳を作成しておかなければならない。

#### 第11 指導監督

都道府県知事は、公営住宅等駐車場整備事業の実施等について、事業主体に対し、公営住宅整備事業等指導監督要領（昭和50年4月10日付け建設省住建発第29号。以下「指導監督要領」という。）に定めるところにより、適切な指導監督を行わなければならない。

#### 第12 指導監督事務費

国土交通大臣は、第11の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用として、当該都道府県知事の管轄する市町村（指定都市を除く。）の当該年度における補助の対象となる額に、0.003から0.008までの範囲において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額に相当する指導監督事務費を、都道府県知事の申請に基づき、都道府県に交付するものとする。

- 2 都道府県知事は、指導監督事務費の交付を受けようとするときは、指導監督要領に定めるところにより、指導監督事務費交付申請書に予算議決書の写を添付して、地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等が前項に掲げる申請書を受領し、指導監督要領に定めるところにより、これを審査の上、適当と認めた場合においては、国土交通大臣は指導監督事務費の額を決定し、地方整備局長等は額の確定を行うものとする。

#### 第13 書類の様式及び提出方法

公営住宅等駐車場整備事業に係る補助事業等に関する書類の様式は、別記様式第1から別記様式第11によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出は、事業主体が都道府県又は指定都市にあつては地方整備局長等に、事業主体が指定都市以外の市町村（特別区を含む。次項において同じ。）にあつては都道府県知事に提出するものとする。ただし、第8の規定による全体設計承認申請の場合にあつては地方整備局長等に提出するものとする。
- 3 事業主体である指定都市以外の市町村に対する補助金の交付決定通知は都道府県知事を經由して行うものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月11日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成4年4月9日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成5年7月30日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成8年5月10日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成10年4月8日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成13年4月2日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 地域優良賃貸住宅に係る規定については、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日国住備第160号）の施行の日から施行する。
- 3 前項の施行の日までに、事業に着手した特定公共賃貸住宅については、なお従前の例によるものとする。

附 則

改正後の要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年10月1日から施行する。